おける道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第三項、第二十四条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「、第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五条第四項中「、第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第三項、第二十四条第一項及び第二項並びに第五十二条中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条の三第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を収受させることとしている」と、「料金の徴収を」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を収受させよう」と、「その額及び」とあるのは「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十一条第四項の規定は、適用しない。

第三十条第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」を「民間資金法」に改め、「及び次条」を削る。

別表第九号の次に次のように加える。

九の二	地域限定特例通訳案内士育成等事業
	第十九条の二

別表第十八号の二の次に次のように加える。

十八の三	民間事業者による公社管理道路運営事業
	第二十八条の三

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定　公布の日

二　第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第十五条の規定　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

（児童福祉法の一部改正）

第三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条に次の一号を加える。

五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

（通訳案内士法の一部改正）

第四条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第五条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「通訳案内士法」の下に「（昭和二十四年法律第二百十号）」を加え、同表の七の二の項中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）」を「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改め、「（昭和二十四年法律第二百十号）」を削る。

別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六号の二中「総合特別区域法」を「構造改革特別区域法」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第七条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第八条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号を次のように改める。

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十三条中第九号を削り、第十号を第九号とする。